

令和6年3月1日配布開始
令和8年4月1日開園分 募集要項（既存施設の増改築等）

既存の認定こども園・保育所・幼稚園  
を対象とした施設整備  
(既存施設の増改築等)

募 集 要 項

令和8年4月1日開園分

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

(令和6年4月以降、浜松市こども家庭部幼保支援課へ課名を変更予定)

令和8年4月1日開園分の施設整備（認定こども園・保育所）の募集についての考え方

- ・今回の「既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備（既存施設の増改築等）募集要項 令和8年4月1日開園分」（令和6年3月1日配布開始）においては、新設（地域型保育事業・認証保育所・認可外保育施設からの移行を含む。）の認定こども園・保育所の施設整備を募集の対象としない。
- ・今後の施設整備（認定こども園・保育所）の募集の見込みについては、次のとおりである。

（令和6年3月1日現在）

時期	募集の区分	
	既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備（既存施設の増改築等）	新設（地域型保育事業・認証保育所・認可外保育施設からの移行を含む。）の認定こども園・保育所の施設整備
令和8年4月1日開園分	（今回の募集要項による募集）	募集しない
令和9年4月1日以降開園分	現行の第2期子ども・若者支援プランの範囲外であることから、今後のプランの策定状況やその時点でのニーズ予測等により、募集の有無を決定していく	募集しない予定である

今後の「既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備（既存施設の増改築等）」の募集にあたって、追加する可能性がある条件 （令和6年3月1日時点）

- ・既存の認定こども園・保育所の施設整備にあたり、今後、次のような条件を追加する可能性がある（実施時期未定）
  - 増改築等の施設整備にあたり、増加する2・3号認定の定員に上限を設けること
- ・幼稚園から認定こども園へ新たに移行するにあたり、今後、次のような条件を追加する可能性がある（実施時期未定）
  - 設定する2・3号認定の定員に上限を設けること
  - 1号認定に係る部分の施設整備の補助を行わないこと

既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした  
施設整備（既存施設の増改築等）募集要項

**1 募集の趣旨**

築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性が劣るなど、施設整備の必要性のある市内に所在する既存の認定こども園・保育所・幼稚園の増改築等について、以下の条件で事業者を募集するものである。

**2 募集の概要**

(1) 対象施設

応募申請時点及び施設整備後の施設タイプのそれぞれが以下に該当する施設を対象とする。

区分	応募申請時点の施設類型	施設整備後の施設類型
①	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
②	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園
③	保育所	幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所
④	幼稚園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園

※留意事項

○施設タイプの根拠規定は以下のとおりである。

施設類型	根拠規定
幼保連携型 認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項
幼稚園型 認定こども園	認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号
保育所型 認定こども園	認定こども園法第3条第2項第2号
保育所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項
幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条

- 原則として、応募申請時点と令和7年度末時点の施設タイプは同じであること。
- 休園中等で、応募申請時点と令和7年度末時点（見込み）のいずれか又は両方の時点の在園児数が0人の施設の場合は、対象外とする。

(2) 対象となる整備区分

2号・3号認定の子どもに係る部分の施設整備が、以下の整備内容に該当すること。

整備区分	整備内容
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築整備を含む。）をすること
大規模修繕等	既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること
創設	新たに保育所等、保育所部分を整備すること

※留意事項

○対象となる整備区分のうち、大規模修繕等及び創設については、応募申請時点の施設類型が幼稚園の場合のみとする。

(3) 対象地域及び募集定員数

**市全域で1歳児の定員増として合計30人程度（合計3施設程度を上限）を募集**

※留意事項

○募集区分を以下の2区分とする。

ア「既存の認定こども園・保育所の老朽化対策」として、1歳児の定員増10人程度の募集

イ「幼稚園から認定こども園への移行」として、1歳児の定員増20人程度の募集

○対象地域を限定せず、市全域での募集とする。

ただし、応募が多数あった場合には、中央区中央地区、曳馬地区、長上地区、浜名区赤佐地区及びそれぞれの隣接地区を優先する（22、23ページ参照）。

○施設整備後の2号・3号認定の定員について、0歳児から5歳児までの全ての歳児の定員が設定されていること。また、学年の持ち上りを考慮し、下の歳児の定員の受け入れが可能となる定員を設定すること。

○施設整備後の2号・3号認定の定員の合計は10人単位であること。

○施設整備に伴う新規（増加を含む。）の1号認定の定員の設定は認めない。

○既存の幼稚園の場合の施設整備後の2号・3号認定の定員の合計は、20人以上とする。

○既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園などに移行する場合は、在園する児童のうち希望する者を引き続き受け入れることが可能な1号認定の定員を設定すること。なお、既存の幼稚園の在園児の保護者が移行後の認定こども園の保育所機能の利用を希望する場合は、入所選考を経なければならない。

○施設整備の開園後の令和8年4月においては、1号認定及び2号・3号認定のそれぞれにおいて、定員超過入所（定員の弾力化）を行わないこと。

○地域型保育事業の連携施設となっている場合（新たに連携施設になることを予定している場合を含む。）は、地域型保育事業の卒園児の受け入れが可能となる定員を設定すること。

○令和6年5月頃に示す「令和7年度における認可定員及び利用定員の増加・減少等に関する考え方」（仮）に基づいた定員を設定すること。

※令和7年度の考え方が示されるまでは、「令和6年度における認可定員及び利用定員の増加・減少等に関する考え方」を参照すること。

#### （4）開園時期

令和8年4月1日（厳守）

##### ※留意事項

○施設整備を行う建物・園舎の完成はもとより、園庭・屋外遊戯場の外構部分等を含めて工程が完了すること。

### 3 応募資格

次のアからコまでの全てを満たす事業者であること。

ア 既存の認定こども園・保育所・幼稚園の設置主体であるもの。

イ 施設整備後の設置主体は、施設類型に応じて以下のとおりとする。

施設類型	設置主体
幼保連携型認定こども園	社会福祉法人又は学校法人であること
幼稚園型認定こども園	学校法人であること
保育所型認定こども園	法人であること
保育所	法人であること

##### ※留意事項

○新規に設立する社会福祉法人により申請する場合は、別途社会福祉法人設立認可事前審査書の提出が必要となるため、福祉総務課との調整を行うこと。

○社会福祉法人及び学校法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）の第1の3の（3）を満たすこと。

ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な整備及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。

エ 児童福祉施設の重要性を認識し、保育事業に十分な理解と意欲のあるもの。

オ 確固たる経営基盤を有し、確実な整備及び健全な運営が見込まれるもの。

カ 過去の指導監査結果等、設置主体の実態において、特段の問題のないもの。

キ 応募にあたり、法人理事会等で承認を受けていること。

ク 市税を完納していること。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない

者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

コ 今回の募集要項に示す全ての条件を満たすことができるもの。

#### 4 用地に関する条件

(1) 用地については、事業者で用意すること。

(2) 農用地区域からの除外申請を伴う青地は不可とする。

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に関する開発行為許可や農地法(昭和27年法律第229号)に関する農地転用など、必要な許認可等を確実に得られる見込みがあるとともに、関係各課の指導事項を遵守すること。また、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)による届出(浜松市立地適正化計画に関するもの)など、必要な手続きを遵守すること。

##### ※留意事項

○土地利用について、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を遵守すること。

##### 【市公式ホームページ掲載箇所(令和6年2月29日現在)】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 土地 > 土地利用 > 土地利用事業計画書の提出について

[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home\\_tochi/tochi/land\\_use/index.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home_tochi/tochi/land_use/index.html)

○応募のあった用地について必要な許認可を得られる見込みがあるかなどを確認するために、担当課と関係各課とが情報共有を行う。また、必要に応じて行う市からの指導に応じること。

(4) 土地の取得又は借用を予定している場合には、取得又は借用が確実に見込まれる根拠を提出すること。また、今回の施設整備に伴って取得又は借用する土地に対して、既に抵当権などの権利が設定されている場合は、原則としてこれを解除すること。

(5) 既存施設において土地を借用しており、施設整備後も引き続き同じ土地を借用する場合には、所有者へ用途等の契約条件について確認すること。

(6) 借地の場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨が確実に見込まれる根拠を提出すること。その他、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」(平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行

第9号・雇児保発第1号・社援基発1218第1号)及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号)に示される土地に関する要件を満たすこと。

- (7) 施設整備予定地の地元自治会や隣接地住民に対して、説明会の開催及び個別訪問等により、事前の説明と同意を得ること。

※留意事項

- 開園後、長期にわたって施設を運営していくことが考えられるため、施設整備予定地の地元自治会や隣接地住民に対して事業者が直接説明するなど、丁寧な対応を心掛けること。
- 説明にあたっては、「既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備に応募するにあたっての事前説明であり、現時点で施設整備が決定したものではないが、事業が承認された場合には計画どおり実施していく。」という前提をよく説明すること。なお、事業が承認された場合には、改めて説明を行うなどの誠意ある対応を行うこと。
- 説明にあたっては、スケジュールや配置図等の図面を示すなど、施設整備に伴い想定される影響を十分に伝えた上で要望や意見を求めること。
- 説明会開催や個別訪問等を行った場合、記録を作成して提出すること。
- 施設整備に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと。
- 同意書や個別訪問等が必要な範囲は原則として次のとおりであるが、施設整備予定地により状況が異なるため、地元自治会等と十分協議すること。

対象者	原則	備考
地元自治会	同意書	地元自治会等と協議の上、必要に応じて説明会等を行うこと。
敷地を接する隣接地住民	同意書	
敷地を接しない隣接地住民	個別訪問	
近隣住民	—	

## 5 施設に関する条件

- (1) 建物・園舎については、自己所有であること。
- (2) 認定こども園法、児童福祉法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の関係法令及び関係通知に適合した施設であること。ただし、保育室面積、園庭・屋外遊戯場については、次に掲げる要件を満たすこと。

保育室面積	・有効面積で次に掲げる要件を満たすこと。 0、1歳児 3.3㎡以上／人 2歳児以上 1.98㎡以上／人
園庭・ 屋外遊戯場	・認定こども園又は保育所と同一敷地内又は隣接地に設置し、 建物・園舎の屋上(バルコニー等を含む)を利用しないこと。 ・有効面積で基準面積を満たすこと。

※留意事項

- 建築基準法について、建築基準法の規定による検査済証が交付されること、又は、「福祉事業施設事前協議書」による協議が完了できること。

<p><b>【市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】</b>          ホーム &gt; 手続き・暮らし &gt; 住まい・建築 &gt; 建築確認申請等 &gt; 建築確認申請様式  <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home_tochi/home/kensido/kisoku/kenyousiki.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home_tochi/home/kensido/kisoku/kenyousiki.html</a>          ※「その他」の項目のうち、「福祉事業施設事前協議」及び「福祉事業施設事前協議フロー図」を参照</p>
--

- 消防法について、「消防法令適合通知書」が交付されること。

<p><b>【市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】</b>          ホーム &gt; 消防・防災 &gt; 浜松市消防局 &gt; 安全・安心情報 &gt; 消防法令関係 &gt; 消防法令適合通知書の交付申請をするときは  <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/tekigou/tekigou.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/tekigou/tekigou.html</a></p>
--

- 応募のあった施設が関係法令及び関係通知に適合していることを確認するために、担当課と関係各課とが情報共有を行う。また、必要に応じて行う市からの指導に応じること。

- (3) 施設整備に伴い仮設園舎を設ける場合、上記(2)を満たすこと。
- (4) 既存の認定こども園又は保育所であって、整備区分の増改築又は改築に該当する場合は、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(令和5年8月22日こ成事第431号)に規定する算定方法による老朽度調査を行うこと。
- (5) 静岡県第4次地震被害想定を考慮した施設とすること。
- (6) 送迎用駐車場については、周辺に交通渋滞等の影響を与えないよう、十分に設けること(2号・3号認定の定員120人に対して15台(定員8人に対して1台)程度を目安とする)。また、市街化調整区域においては、職員用駐車場の確保も必要となる場合があるため、事前に関係各課との調整を施設の配置図等を示した

上で行うこと。

- (7) 施設整備（建設等）にあたっては、浜松市景観条例（平成20年浜松市条例第89号）等に従うこと。また、消防や保健所等との必要な協議を行い、指導事項を遵守すること。
- (8) 「浜松市公共部門における地域材利用に関する基本方針」に基づき、地域材の利用に努めること。

【市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 産業振興 > 林業 > 浜松市の林業

> 『浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（第4期）』について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/kokyokenhen.html>

- (9) 建設業の担い手確保に関連する法令等により、長時間労働の是正や現場の休日確保などが求められていることから、これらを踏まえ、法令を遵守した適正な工期を設定すること。

※留意事項

○法令等により著しく短い工期での契約が禁止されていることや、建設従事者の時間外労働に関する上限が設定されていることなどに留意する必要がある。

## 6 運営等に関する条件

- (1) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）の第1の3の（3）を満たすこと。また、会計処理については、社会福祉法人の会計基準を原則とすること。
- (2) 施設整備期間中は、既存施設の運営に影響が生じることから、既存施設の在園児の保護者に対して、説明会の開催等により事前の説明と同意を得ること。

※留意事項

○説明にあたっては、「既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備に応募するにあたっての事前説明であり、現時点で施設整備が決定したものではないが、事業が承認された場合には計画どおり実施していく。」という前提をよく説明すること。なお、事業が承認された場合には、改めて説明を行うなどの誠意ある対応を行うこと。

○説明にあたっては、スケジュールを示すなど、施設整備期間中や施設整備後に想定される保育や送迎等の影響を十分に伝えた上で要望や意見を求めること。

○説明会開催等を行った場合、記録を作成して提出すること。

○施設整備に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと。

- (3) 令和8年4月分の園児の募集については、定員と同数で行うことから、職員配置基準を満たす職員を確実に確保すること。
- (4) 園児への食事の提供は、施設内で調理する方法により行うこと。なお、調理業務を委託する場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」(平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に示される調理業務の委託に関する要件を満たすこと。また、法人の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあること。
- (5) 2号・3号認定の子どもに係る休園日(特定教育・保育の提供を行わない日)は、次のとおりとすること。
  - ア 日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - ウ 12月29日から1月3日まで
- (6) 保育標準時間は11時間以上、保育短時間は8時間以上とすること。また、認定こども園における教育標準時間は4時間以上とすること。
- (7) 地域型保育事業の連携施設となっている場合で、施設類型の変更を伴う施設整備を行う場合は、当該連携施設に対して、施設類型の変更を説明すること。また、認定こども園に移行する場合は、卒園児の受け入れを保育所機能とするか、幼稚園機能とするかの調整を行うこと。

## 7 資金計画

- (1) 工事費や工事監理費などの全ての事業費について、最大限見積もること。
- (2) 事業に要する資金のうち、事業者の自己資金や寄付予定者の資産については、令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降の金融機関の残高証明により確認できるものに限る。
- (3) 事業に要する資金のうち、借入については、令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降の金融機関の融資証明により確認できるものに限る。なお、独立行政法人福祉医療機構の融資を予定している場合は、福祉医療機構との協議状況を報告すること。
- (4) 施設整備に要する経費のほか、開設後の運営費(年間事業費の1/12以上)を事前に準備すること。

- (5) 施設型給付費又は委託費は主に入所児童とその年齢構成によって決定されるため、開設後、入所児童が定員に満たない可能性があることも考慮して運転資金を準備すること。

## 8 補助制度

- (1) 施設整備後の施設類型が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は保育所であって、就学前教育・保育施設整備交付金に該当する事業を補助対象とする（ただし、上記2（2）の整備区分が大規模修繕等に該当する場合は、補助対象外とする）。また、補助事業者については、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める設置主体とする。なお、1号認定の子どもに係る部分の施設整備の補助は、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行した施設の場合（今回の施設整備により移行する場合を含む。）であって、2号・3号認定の子どもに係る部分の施設整備の補助が交付される場合に限る。

### ※留意事項

○補助事業者の設置主体は、原則として社会福祉法人及び学校法人（幼保連携型認定こども園のみ）の場合に限られる。なお、一定の条件を満たす場合に社会福祉法人等以外に拡大される特例措置について、令和6年度末で終了することが国から示されていることから、今回の募集においては、社会福祉法人等以外の場合は補助事業者とならない。

○事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により施設整備の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、当該仕入控除税額の返還を要する場合がある。

- (2) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱のほか、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱の要件等（市税を完納している事業者であることなど）を確認すること。

- (3) 補助を見込んだ事業計画が「浜松市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会」（以下「審査会」という。）で承認され、かつ、市における予算の議決及び国の内示が得られた場合は、補助金を交付する。ただし、事業計画の承認後に事業費の増加があっても、**今回の資金計画で提出された補助額を上限とする**（事業費の増加分については、自己資金（寄付金等）で対応すること）。

### ※留意事項

○国の内示等で補助額が減少した場合には、減少後の補助額を交付するものとし、市の予算において補填等を行わない。

- (4) 今回の提出に係る補助金の算出にあたっては、就学前教育・保育施設整備交付金の補助単価を適用して算出すること。なお、補助金の算出にあたって用いる補助単価は、本体分、設計料加算、開設準備費加算、解体撤去工事費分及び仮施設

整備工事費分とする。

- (5) 用地の購入や造成工事等に関する補助制度はない。
- (6) 施設整備にあたって寄付金その他の収入がある場合、補助対象経費から控除されることがあるので留意すること。
- (7) 事業を行うために締結する契約（補助対象となるものに限る。）については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。また、入札にあたっては、市内経済の活性化のため、市内業者に参加資格を限るよう努めること。
- (8) 施設整備のために補助金を申請する場合の工事スケジュールは、令和7年度の単年度事業を原則とする。ただし、工事スケジュール上やむを得ない場合は、令和6年度・令和7年度の2か年事業とする。なお、令和6年度・令和7年度の2か年事業となる場合は、令和6年度中に本体工事において出来形1%以上とすること。また、国の補助金の内示前に補助対象となる部分に着手することができないので留意すること（内示前に着手したものについては、補助対象外となる）。
- (9) 補助により実施された事業は、財産処分に制限が伴うため、施設整備の計画段階で十分検討すること。また、会計検査院等による検査の対象となるため留意すること。

## 9 応募方法等

### (1) 応募にかかる事前登録について

応募をする場合は、次のとおり所定の用紙に必要事項を記載し、事前登録を行うこと。事前登録をしていない場合は、受付期間内に下記(2)の応募書類を持参しても受付不可とする。

提出書類	施設整備応募事前登録書（様式あり）
提出部数	1部
事前登録 受付期限	<b>令和6年5月17日（金）午後3時まで（期限厳守）</b> ※書類の提出は、事業者の職員がEメールにて行うこと。
提出先	浜松市 こども家庭部 担当課 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">送信先 E-mail アドレス</span> youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp ※令和6年4月1日以降に送信する場合は、あらかじめ担当課に確認すること。
提出時の 注意点	受信確認のため、メールにて書類を提出した後、担当課の担当者あてに電話にて連絡すること。

(2) 応募書類の提出について

応募にあたっては、次のとおり所定の用紙に必要な事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設整備応募申請書（様式あり）</li><li>・概要調書（様式あり）</li><li>・上記のほか、提出書類一覧に定めるもの</li></ul> ※様式類は、下記（3）により取得したデータを用いて作成すること
提出部数	<ul style="list-style-type: none"><li>・正本1部</li><li>・副本4部</li></ul> ※新規に設立する社会福祉法人により申請する場合は、副本は5部とする
提出期限	<b>令和6年5月31日（金）午後3時まで（期限厳守）</b> ※書類の受付は提出期限までの土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間とする。なお、最終日は午後3時までとする。 ※書類の提出はあらかじめ日時を連絡のうえ、事業者の職員が持参とする。
提出先	浜松市 こども家庭部 担当課 (浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所本館2階)
提出時の注意点	<ol style="list-style-type: none"><li>①施設整備応募申請書、概要調書その他提出資料は、正本・副本とも1部ずつA4フラットファイルに綴じて提出すること。</li><li>②書類は原則としてA4サイズとし、両面印刷を可とする。ただし、図面のA3サイズについては片面印刷とすること。</li><li>③提出書類一覧の順とし、書類の長辺にインデックスをつけ、整理すること。</li><li>④A4フラットファイルの背表紙には、「施設整備応募申請書」の文言のほか、事業者の名称及び施設の名称を記載すること。</li><li>⑤様式を定めているものについては、別途、Eメールでデータの提出を求めることがある。</li><li>⑥必要と認める場合は、応募書類提出後に追加書類の提出を求めることがある。</li><li>⑦応募に関する諸条件に適合しない場合や書類の不備等がある場合は、受付不可とする。</li><li>⑧応募期間中の書類の差替えは可能とするが、提出期限終了後については、原則、書類の差替え等は不可とする。</li><li>⑨応募書類は返却しない。</li><li>⑩提出した書類一式の控えを事業者としても保管しておくこと。</li></ol>

(3) 様式類について

上記(1)及び(2)の書類の作成にあたり、様式類(様式及びそのデータ)の提供を希望する場合は、次のフォーマットにより担当課あてにメールすること。

送信先 E-mail アドレス

youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※令和6年4月1日以降に送信する場合は、あらかじめ担当課に確認すること。

件名

【制度Gあて】既存施設の増改築等に関する様式の送付希望(〇〇法人〇〇会)

本文

①事業者名：〇〇法人〇〇会

②所在地：浜松市〇〇区〇〇町1-1

③担当者職・氏名：事務長 〇〇〇〇

④連絡先電話番号：053-〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇保育園)

⑤連絡先 E-mail：\*\*\*@\*\*\*.ne.jp

⑥zipファイルの受信可否：可

⑦応募を検討している設置主体：①と同じ

⑧応募を検討している既存施設の名称：〇〇こども園

⑨応募を検討している整備予定地：現在地と同じ

⑩その他連絡事項：(該当あれば記入)

※担当にてEメールを受信後、概ね1週間以内に様式類をEメールにて送付する。  
なお、担当課から確認の電話をすることがある。

## 10 選定の方法等

(1) 選定について

提出された事業計画に対して、審査会において別表の「選定基準」に記載された項目について審査し、承認・不承認を決定する。選定にあたっては、書類審査に加え、事業者の代表者等にヒアリングを実施する。

なお、選定基準により評価した結果、優先する地区や募集定員数に満たない場合においても不承認とすることがある。また、応募のあった計画が近接している場合、いずれかのみを承認することがある。

(2) 選定結果と公表

審査会による承認・不承認の決定は、令和6年9月中旬頃を予定しており、選定結果は応募事業者に文書で通知する。なお、電話等による問合せは不可とする。また、決定した事業者名及び計画の概要について、市から公表する(令和7年2月頃を予定)

## 1.1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- ・この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正行為があった場合

## 1.2 その他

- (1) 事業計画が承認された事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営にあたっては、関係法令及び関係通知を遵守することはもとより、浜松市の指導に応じること。また、施設整備にあたっては、「社会福祉施設等整備事業の手引」に準じて行うこと。
- (2) 施設としての設置認可は令和8年4月1日を予定していることから、設置認可申請までに認定こども園法、児童福祉法等による基準や要件を全て満たすこと。なお、認可申請まで及び事業開始後に法令や基準の改正があった場合には、改正後の法令や基準に対応すること。
- (3) 応募に係る一切の費用は、選定結果に関わらず、応募事業者の負担とする。また、事業承認後に行う就学前教育・保育施設整備交付金の協議にあたって調査等が必要となった場合の費用についても、事業者の負担とする。
- (4) 補助事業による施設整備の場合は、市における予算の議決及び国の内示が必要となるため、今回の募集による事業計画の承認が最終決定ではない。また、国や県の指示により、就学前教育・保育施設整備交付金の財源が、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）に変更となる場合がある。
- (5) 施設の整備や運営に係る地元自治会や近隣、関係機関等との協議・調整については、事業者の責任において行うこと。
- (6) 施設の定員については、施設整備後に減じることはできないので留意すること（10年以上経過後は要協議とする）。
- (7) 施設の名称について、施設整備に伴い幼保連携型認定こども園へ移行する場合などは仮称となるが、承認された計画については公表されるため、他都市を含め既存の認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設等と類似のものが無いように十分調査・検討すること。また、名称に関して商標登録等の権利の侵害が生じていないかについても確認しておくこと。

- (8) 過去に施設整備や備品等に関する国・県・市の補助を受けている場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）や浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）等に基づく財産処分の承認手続きが必要となることがあるため留意すること。また、財産処分の内容により、補助金の返還を伴う場合があるため留意すること。
- (9) 社会福祉法人や学校法人の場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等に基づく基本財産処分の承認手続きが必要となることがあるため留意すること。
- (10) 社会福祉法人や学校法人等の法人格に応じて、定款や寄附行為の変更等の必要な手続きを行うこと。
- (11) 市は、事業計画を承認した事業者に関して、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、事業計画の承認を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできない。
- (12) 提出された書類や承認された事業について、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）による公開の対象となることがある。

### 13 担当課

浜松市 こども家庭部 幼児教育・保育課 制度運営グループ

※令和6年4月以降、浜松市こども家庭部幼保支援課へ課名を変更予定

住所	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2（浜松市役所本館2階）
TEL	053-457-2827
E-mail	youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp ※令和6年4月1日以降に送信する場合は、あらかじめ担当課に確認すること。
開庁時間	土・日・祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

※担当が不在となる時間があるため、来庁時はあらかじめ日時の御連絡をお願いします。

(別表) 選定基準

事項	評価項目	配点
①整備計画	計画等の適合（募集定員、対象地域等に適合していること）	適否判定
	整備経費の積算（整備に必要な経費の積算が適切であること）	
	資金計画（施設の整備及び運営に必要な資金計画が適切であること）	
	整備に係る法的規制（整備に係る法的規制や認可基準に適合していること）	
②運営法人	法人の所在地	15
	事業実績（既存の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業及び認証保育所の事業の実績）	
	事業の指導監査等の結果（既存の同種事業の指導事項の有無又は指摘事項への対応）	
③整備予定地	不動産の所有状況（整備に必要な用地の確保が確実にできること）	10
	地元住民との調整（整備について地元自治会、隣接地住民等へ説明し、同意を得ていること）	
④計画内容等	市街化区域内や都市機能誘導区域内への所在	75
	在園児の保護者との調整（整備について在園児の保護者へ説明し、同意を得ていること）	
	2号・3号認定の定員設定の状況や1歳児の定員増加数、施設の所在地（保育需要への対応）	
	既存施設の経過年数（既存施設の築年数、耐用年数）	
	既存施設の老朽化の状況（建物の老朽度の度合い、建替えを伴う施設整備）	
	既存施設の耐震診断結果	
	入所の状況（年間入所率、在園児数）	
	既存の認定こども園、保育所及び幼稚園との配置バランス	
	近隣の風俗営業関係施設の有無	
	周辺環境（周囲の環境、周囲へ及ぼす影響）	
	「水防法」、「土砂災害防止法」及び「静岡県第4次地震被害想定」に基づくハザード情報への対策	
	地域型保育事業の連携施設の有無	
	保育室の面積（基準との比較）	
	園庭・屋外遊戯場の面積（基準との比較）	
	送迎用駐車場の確保や配置	
	必要な資格・要件を満たした施設長の確保	
	設置主体として運営する既存の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業及び認証保育所の年数	
	過去における施設整備にかかる補助金交付状況	
今回の施設整備に伴う市補助金の有無		
計		100

(参考) 今回の募集要項の整備区分等に関する整理表

募集する整備区分	応募申請時点の施設類型	施設整備後の施設類型	施設整備後の設置主体	2号・3号認定の子どもに係る部分の施設整備の補助の可否	1号認定の子どもに係る部分の施設整備の補助の可否	
増改築 改築	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人	可	否	
			学校法人		否 (※)	
	保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人		否	否
		保育所型 認定こども園	社会福祉法人 社会福祉法人以外			
	保育所	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人	可	否	
			学校法人			
		保育所型 認定こども園	社会福祉法人	否	否	
			社会福祉法人以外			
	保育所	社会福祉法人	可	否	/	
		社会福祉法人以外				
増改築 改築 創設	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	学校法人	可	否 (※)	
		幼稚園型 認定こども園	学校法人			
大規模修繕等	幼稚園	幼保連携型 認定こども園 幼稚園型 認定こども園	学校法人	否	否	

※ 幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行した施設の場合(今回の施設整備により移行する場合を含む。)のみ「可」とする。なお、2号・3号認定の子どもに係る部分の施設整備の補助が交付されない場合は「否」とする。

(参考) 施設整備に関する標準スケジュール (増改築の場合の例)

時期		事業者	市	
令和5年度 (2023年度)	3月1日		募集の開始	
令和6年度 (2024年度)	5月17日 午後3時まで	事前登録	書類審査・ヒアリング	
	5月31日 午後3時まで	応募申請		
	9月中旬頃			審査
				事業計画の承認
	11~12月頃			(事業承認後の打合せ)
				基本設計審査
	1月頃		国庫協議	
	2月頃		事業計画の公表	
令和7年度 (2025年度)	4月頃		国の内示の連絡	
		実施設計契約	実施設計審査	
	4~5月頃	公告	(入札立会)	
		入札		
	5~6月頃	契約		
		着工		
		中間検査	[9月頃] 児童福祉専門分科会	
		完成検査	[10月頃~3月頃] 令和7年4月入所 認可保育施設利用調整	
	1~2月頃	新園舎の竣工		
	2~3月頃	旧園舎の解体撤去 開園準備		
令和8年度 (2026年度)	4月1日	開園	認可	

(参考) 各種指標等

(1) 保育所等利用待機児童数の状況 ※幼児教育・保育課公表資料

①歳児別待機児童数内訳

【単位：人】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R5. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R4. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R3. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R2. 4. 1	0	11	0	0	0	0	11
H31. 4. 1	5	21	5	0	0	0	31
H30. 4. 1	0	84	13	0	0	0	97
H29. 4. 1	13	134	18	3	0	0	168
H28. 4. 1	34	115	55	7	2	1	214
H27. 4. 1	31	240	108	18	8	2	407

②区別待機児童数内訳

【単位：人】

	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R5. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R4. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R2. 4. 1	5	0	2	1	0	3	0	11
H31. 4. 1	6	9	4	2	2	5	3	31
H30. 4. 1	22	18	3	8	9	33	4	97
H29. 4. 1	37	35	13	11	17	51	4	168
H28. 4. 1	54	43	21	10	34	45	7	214
H27. 4. 1	109	87	46	40	48	53	24	407

(2) 保育所等利用保留児童数の状況 ※幼児教育・保育課公表資料

①歳児別保留児童数内訳

【単位：人】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R5. 4. 1	51	243	77	20	7	2	400
R4. 4. 1	67	153	53	21	7	8	309
R3. 4. 1	72	209	91	51	6	6	435
R2. 4. 1	74	381	90	64	28	22	659

②区別保留児童数内訳

【単位：人】

	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R5. 4. 1	112	102	22	44	27	89	4	400
R4. 4. 1	68	78	26	32	11	87	7	309
R3. 4. 1	118	125	27	64	24	69	8	435
R2. 4. 1	178	151	53	93	44	123	17	659

(3) 就学前児童数の状況 ※参考：市公式ホームページの統計情報

①区別及び年齢別人口

【単位：人】

	年齢	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R	0歳	1,521	963	554	680	506	649	76	4,949
	1歳	1,620	1,003	656	657	509	725	84	5,254
5	2歳	1,671	971	690	744	566	780	83	5,505
	3歳	1,643	1,039	707	733	665	804	99	5,690
4	4歳	1,790	1,085	783	812	684	866	120	6,140
	5歳	1,816	1,147	811	765	704	893	108	6,244
1	合計	10,061	6,208	4,201	4,391	3,634	4,717	570	33,782
	R	0歳	1,660	1,073	660	764	590	734	93
2	1歳	1,831	1,145	763	844	673	819	110	6,185
	2歳	1,858	1,196	804	773	663	873	99	6,266
4	3歳	1,867	1,157	856	837	768	979	127	6,591
	4歳	2,039	1,214	908	803	805	1,021	139	6,929
1	5歳	1,886	1,209	867	817	797	1,037	133	6,746
	合計	11,141	6,994	4,858	4,838	4,296	5,463	701	38,291
H	0歳	1,955	1,274	881	811	738	900	116	6,675
	1歳	2,112	1,240	990	888	818	974	138	7,160
27	2歳	2,058	1,238	1,026	898	809	995	144	7,168
	3歳	2,057	1,304	1,034	860	785	1,061	143	7,244
4	4歳	1,998	1,257	1,015	953	853	1,056	165	7,297
	5歳	1,949	1,215	1,089	906	843	978	168	7,148
1	合計	12,129	7,528	6,035	5,316	4,846	5,964	874	42,692

※平成27年4月1日は、「子ども・子育て支援新制度」の施行日である。

また、令和2年4月1日は、現行の「第2期子ども・若者支援プラン」の実施日である。

【統計情報の市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】

ホーム > 市政 > 統計 > 統計情報

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/index.html>

【統計情報のうち、町字別・年齢別人口表の市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】

ホーム > 市政 > 統計 > 統計情報 > 人口・世帯 > 町字別・年齢別人口表

[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/l\\_jinkou-setai/007\\_nenreibetsu.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/l_jinkou-setai/007_nenreibetsu.html)

(4) 中央区中央地区、曳馬地区、長上地区及び浜名区赤佐地区の年齢別人口

※参考：市公式ホームページの統計情報

①年齢別人口の R5 と R2 及び R5 と R4 の比較

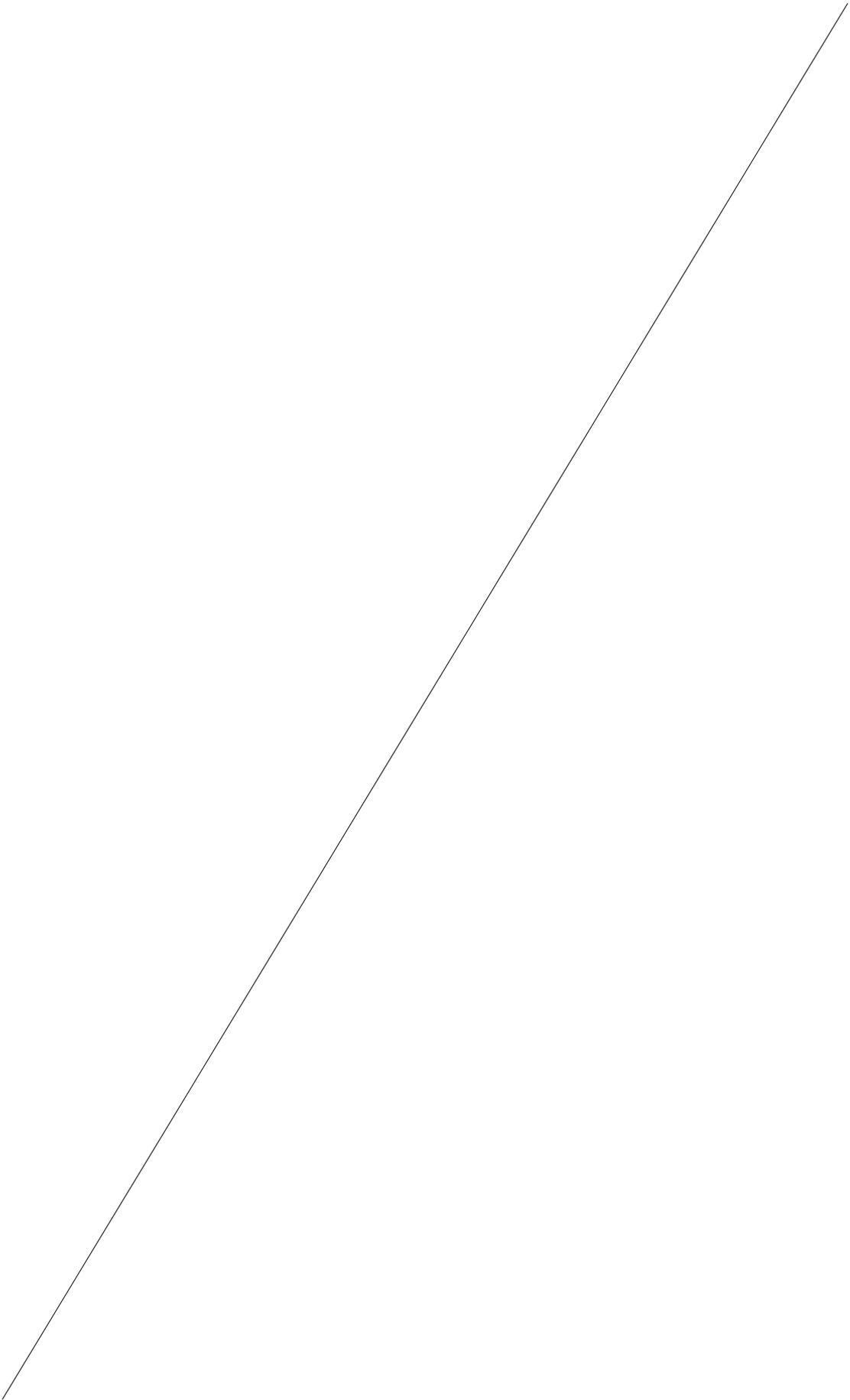
【単位：人】

	年齢	H27	R2	R4	R5	R5-R2	R5-R4
中央地区	0歳	28	21	29	24	6	5
	1歳	30	27	21	30		
	2歳	31	27	26	27		
	3歳	34	29	31	30	8	3
	4歳	42	34	36	30		
	5歳	30	28	29	39		
	合計	195	166	172	180	14	8
曳馬地区	0歳	373	301	279	292	△92	18
	1歳	363	317	262	260		
	2歳	367	294	261	268		
	3歳	339	296	290	245	△93	△45
	4歳	324	313	283	284		
	5歳	334	295	283	282		
	合計	2,100	1,816	1,658	1,631	△185	△27
長上地区	0歳	279	213	204	215	△79	12
	1歳	264	236	206	202		
	2歳	246	249	197	202		
	3歳	279	219	225	196	△42	△11
	4歳	262	244	226	218		
	5歳	258	222	203	229		
	合計	1,588	1,383	1,261	1,262	△121	1
赤佐地区	0歳	88	73	79	84	13	10
	1歳	83	96	87	92		
	2歳	122	87	93	93		
	3歳	94	95	112	95	20	△4
	4歳	97	107	108	117		
	5歳	94	98	104	108		
	合計	578	556	583	589	33	6

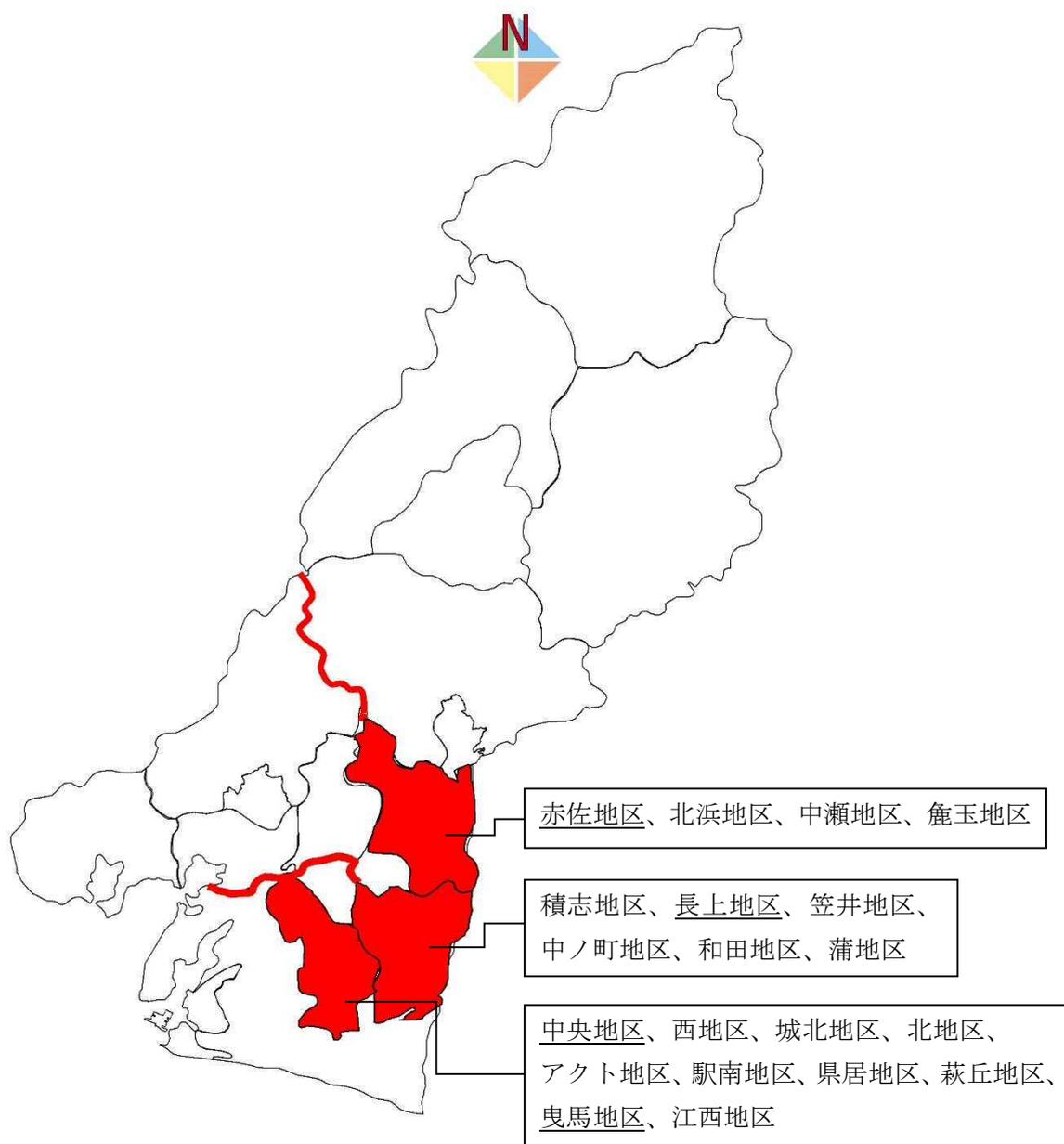
※各年4月1日時点の比較

※平成27年4月1日は、「子ども・子育て支援新制度」の施行日である。

※令和2年4月1日は、現行の「第2期子ども・若者支援プラン」の実施日である。



(5) 募集優先地域



区	地区	町字名
中央区 (旧中区)	中央地区	利町、紺屋町、松城町、元城町、神明町、連尺町、肴町、田町、池町、尾張町、元目町、北田町、旭町、鍛冶町、千歳町、伝馬町、大工町
	西地区	栄町、西伊場町、南伊場町、鴨江一～四丁目、鴨江町、中山町、三組町
	城北地区	鹿谷町、広沢一～三丁目、高町、城北一～三丁目、布橋一～三丁目、文丘町、和地山一～三丁目、蛸塚一～四丁目、山手町

中央区 (旧中区)	北地区	山下町、中沢町、元浜町、下池川町
	アクト地区	野口町、八幡町、船越町、常盤町、早馬町、東田町、板屋町、中央一～三丁目
	駅南地区	砂山町、寺島町、龍禅寺町、北寺島町
	県居地区	元魚町、旅籠町、平田町、塩町、成子町、菅原町、東伊場一～二丁目
	萩丘地区	住吉一～五丁目、幸一～五丁目、萩丘一～五丁目、小豆餅一～四丁目、葵西一～六丁目、葵東一～三丁目、高丘町、高丘東一～五丁目、高丘西一～四丁目、高丘北一～四丁目、泉町、泉一～四丁目、和合町、和合北一～四丁目、花川町、西丘町
	<u>曳馬地区</u>	新津町、茄子町、助信町、高林一～五丁目、曳馬町、曳馬一～六丁目、細島町、十軒町、早出町、上島一～七丁目
	江西地区	海老塚町、海老塚一～二丁目、西浅田一～二丁目、上浅田一～二丁目、南浅田一～二丁目、浅田町、森田町、春日町、神田町、瓜内町、法枝町
中央区 (旧東区)	積志地区	中郡町、積志町、西ヶ崎町、大瀬町、大島町、有玉南町、有玉西町、有玉北町、有玉台一～四丁目、半田町、半田山一～六丁目
	<u>長上地区</u>	上石田町、市野町、小池町、中田町、原島町、天王町、下石田町、流通元町
	笠井地区	笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊西町、常光町、貴平町、恒武町、豊町
	中ノ町地区	松小池町、国吉町、中野町、白鳥町、中里町
	和田地区	和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、薬新町
	蒲地区	神立町、将監町、植松町、子安町、大蒲町、宮竹町、西塚町、丸塚町、上新屋町、上西町
浜名区 (旧浜北区)	<u>赤佐地区</u>	於呂、根堅、尾野
	北浜地区	寺島、中条、横須賀、高畑、西美菌、東美菌、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高菌、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地
	中瀬地区	上島、中瀬、豊保
	麓玉地区	宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地

## (6) 浜松市の公定価格等

①公定価格単価表に基づき、算定された施設型給付費又は委託費を支払う。

[認定こども園及び保育所の比較]

施設類型	費用の名称	金額の算定	保育料の納付先
認定こども園	施設型給付費	公定価格 - 保育料 (※)	保護者が園に納付
保育所	委託費	公定価格	保護者が市に納付

※幼児教育・保育の無償化等の対象者については、保育料が0円となるため、公定価格が施設型給付費の金額となる。

[浜松市の地域区分]

3 / 100 地域

②こども家庭庁のホームページに公定価格の試算ソフトが掲載されているので参考にすること。

**【公定価格の試算ソフトのこども家庭庁ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】**

こども家庭庁ホーム > 政策 > 子ども・子育て支援制度

> 子育て支援事業者の方向け情報

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/#soft>

## (7) 浜松市における運営に関する主な補助金（令和5年度時点）

①浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金

（低年齢児保育費、予備保育士雇上費、産休等代替職員雇上費）

②浜松市保育補助者雇上強化事業費補助金

③浜松市私立保育所等事業費補助金

（一般型一時預かり事業費、余裕活用型一時預かり事業費、延長保育事業費、親子ひろば事業費、食育推進事業費、要支援児童保育費、外国人児童保育費、食物アレルギー児童等調理業務費）

④浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金

⑤浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金

⑥浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金

**【補助金交付要綱の市公式ホームページ掲載箇所（令和6年2月29日現在）】**

ホーム > 市政 > 例規・条例

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/reki/index.html>

浜松市要綱集 > こども家庭部

[https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/fu\\_002.html](https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/fu_002.html)

事前登録受付期限：  
令和6年5月17日（金）午後3時まで（期限厳守）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

フリガナ

名 称

代表者氏名

（押印不要）

代表者の職・氏名

（例） 理事長 ○○○○

### 施設整備応募事前登録書

既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備（既存施設の増改築等）の募集について、以下の内容で申請を予定していますので、事前登録します。

記

項目	現在	施設整備後
(1) 施設の名称		
(2) 施設類型		
(3) 定員	1号認定 人 2号・3号認定 人 合計 人 ※従来型幼稚園の場合は、園則定員を記入	1号認定 人（ 人増） 2号・3号認定 人（ 人増） 合計 人（ 人増）
(4) 現在地、整備予定地	浜松市○○区○○町字○○100番1 他○筆	浜松市○○区○○町字○○100番1 他○筆
(5) 2号・3号認定の子どもに係る整備区分	〔 増改築 ・ 改築 ・ 大規模修繕等 ・ 創設 〕	
(6) 土地の確保の方法	〔 自己所有地 ・ 購入 ・ 借地 ・ 寄付 〕	
(7) その他	担当者職・氏名 連絡先電話番号 連絡先 E-mail	

応募書類提出期限：  
令和6年5月31日（金）午後3時まで（期限厳守）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

フリガナ

名 称

代表者氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

代表者の職・氏名

（例） 理事長 ○○○○

### 施設整備応募申請書

既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備（既存施設の増改築等）の募集について、選定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

施設類型の変更が無い場合は、「(仮称)」を削除

記

項目	現在	施設整備後
(1) 施設の名称		(仮称) (フリガナ： )
(2) 施設類型		
(3) 移行の有無	〔 移行有 ・ 移行無（施設類型の変更無し） 〕 ※「移行」とは、施設類型の変更にあたり、入所要件を満たす児童が引き続き在園可能となる措置	
(4) 定員	1号認定 人 2号・3号認定 人 合計 人 ※従来型幼稚園の場合は、園則定員を記入	1号認定 人（ 人増） 2号・3号認定 人（ 人増） 合計 人（ 人増）
(5) 現在地、整備予定地	浜松市○○区○○町字○○100番1 他○筆	浜松市○○区○○町字○○100番1 他○筆
(6) 2号・3号認定の子どもに係る整備区分	〔 増改築 ・ 改築 ・ 大規模修繕等 ・ 創設 〕	

(7) 補助額	ア 補助の希望 [ 有 ・ 無 ]	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">合計額を記入</div>																
	イ 希望する補助額 金 _____ 円 (内訳)																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">2号・3号認定の子どもに係る部分</th> <th style="width: 35%;">1号認定の子どものに係る部分</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国補助金</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>市補助金</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	2号・3号認定の子どもに係る部分	1号認定の子どものに係る部分	合計	国補助金	円	円	円	市補助金	円	円	円	合計	円	円	円
	区分		2号・3号認定の子どもに係る部分	1号認定の子どものに係る部分	合計													
国補助金	円	円	円															
市補助金	円	円	円															
合計	円	円	円															
ウ 国の内示等により、実際に交付する補助額が上記アの「希望する補助額」を下回った場合の対応																		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red; margin: 0;">以下の記載例を参考に具体的に記入</p> <p style="color: red; margin: 0;">(例) 補助額が〇円以上の場合には事業を実施する</p> <p style="color: red; margin: 0;">(例) 希望する補助額が交付されない場合は事業を中止する</p> </div>																		
(8) 事業年度	[     ]	令和7年度の単年度事業																
	[     ]	令和6年度・令和7年度の2か年事業 ・令和6年度の出来形 [     % ] ・令和7年度の国の内示等が得られなかった場合の対応 [ 事業を中止する ・ 令和6年度の単年度事業とする ]																
(9) 開園時期	令和8年4月1日																	
(10) 添付書類	別紙提出書類一覧のとおり																	

また、当事業者は、募集要項に定める応募資格の全てを満たしていることを誓約します。

**応募資格**

次のアからコまでの全てを満たす事業者であること。

ア 既存の認定こども園・保育所・幼稚園の設置主体であるもの。

イ 施設整備後の設置主体は、施設類型に応じて以下のとおりとする。

施設類型	設置主体
幼保連携型認定こども園	社会福祉法人又は学校法人であること
幼稚園型認定こども園	学校法人であること
保育所型認定こども園	法人であること
保育所	法人であること

○社会福祉法人及び学校法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)の第1の3の(3)を満たすこと。

ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な整備及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。

エ 児童福祉施設の重要性を認識し、保育事業に十分な理解と意欲のあるもの。

オ 確固たる経営基盤を有し、確実な整備及び健全な運営が見込まれるもの。

カ 過去の指導監査結果等、設置主体の実態において、特段の問題のないもの。

キ 応募にあたり、法人理事会等で承認を受けていること。

ク 市税を完納していること。

ケ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

コ 今回の募集要項に示す全ての条件を満たすことができるもの。

提出書類一覧 兼 提出時チェックシート

(既存施設の増改築等)

施設の名称 (仮称)

※様式が「あり」となっている提出書類については、担当課から送付された様式のデータを用いて作成すること

※提出時の注意点については、募集要項9(2)を参照すること

※新規に設立する社会福祉法人により申請する場合は、提出部数のうち副本の「4部」は「5部」と読み替えること

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
-	-	提出書類一覧 兼 提出時 チェックシート	あり	・この書類のチェック欄に記入のうえ、提出すること	1部	-	
1	申請書・ 概要等 ①	施設整備応募申請書	あり	・代表者の署名又は記名押印 ・2か年事業となる場合は、年度ごとの出来形及び補助額、2か年事業となる理由、令和6年度の国の内示等が得られなかった場合の対応を別紙(任意様式)にて記載すること ・例えば、施設類型の変更を伴う施設整備であって、設置主体が変更となる場合などは、現在の設置主体と施設整備後の設置主体の連名とすること		1部 (原本)	4部
2		概要調書	あり	・記載例、記載留意事項を参考に記入すること		1部	4部
3		計画趣意書		・今回の施設整備に応募した動機、施設整備を必要とする理由や効果、事業者としての教育及び保育方針や特色等を記載すること		1部	4部
4		施設整備予定地の選定理由及び保育需要の見込		・今回の予定地を選定した理由(経緯等)を記載すること ・地域の特性(住宅・工業地域であるか、周辺の人口動態、就学前児童数の今後の見込、認定こども園・保育所・幼稚園の状況、周辺の企業等)などから、中長期の需要見込が考察できるものであること		1部	4部
5		施設全体の定員設定と年齢別内訳の考え方	参考	・施設全体の定員設定、1号認定と2・3号認定の内訳及び年齢別の内訳並びにそれらの考え方を記載すること ・現在と施設整備後が分かるように記載すること		1部	4部
6		施設整備応募申請に関する誓約書	あり	・施設整備後の施設類型に応じて、所定の様式を使用		1部	4部
7		設備及び運営に関する基準適合調書	あり	・施設整備後の施設類型に応じて、所定の様式を使用 ・提出日は、施設整備応募申請書の日付と一致 ・基準日は、「 <u>令和8年4月1日</u> 」 ・記載例を参考に記入すること		1部	4部
8		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-1 概要)	あり	・分野ごとに調書が分かれているため、漏れのないように作成すること ・施設整備後の内容を記入すること		1部	4部
9		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-2 土地・建物等関係)	あり			1部	4部
10		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-3 運営関係)	あり			1部	4部
11		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-4 職員関係)	あり			1部	4部
12		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-5 地元・保護者関係)	あり			1部	4部
13		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-6 許認可・スケジュール関係)	あり			1部	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
14	申請書・概要等②	認定こども園・保育所に関する確認調書(A-7 資金計画・契約関係)	あり		1部	4部
15		認定こども園・保育所に関する確認調書(A-8 法人関係)	あり	・分野ごとに調書が分かれているため、漏れないように作成すること ・施設整備後の内容を記入すること	1部	4部
16		認定こども園・保育所に関する確認調書(B-1 既存施設の増改築等の募集要項関係)	あり		1部	4部
17	土地・建物関係①	事業のスケジュールが分かる書類(工程表)			1部	4部
18		部屋別面積表(各室ごとに室名及び面積を明らかにした表) ※施設整備後のもの		・事業承認(令和6年9月中旬頃)、土地契約、基本設計審査、国の内示、実施設計審査、公告、入札、工事契約、着手、中間検査、完成検査、竣工、引渡、補助金実績報告、備品検査、開園(令和8年4月)等の時期を示すこと ・完成検査は、可能な限り令和8年2月までに実施できるようなスケジュールとするよう努めること ・解体撤去工事や仮設園舎工事がある場合、入札、工事契約、着手、完了、引越し等の時期を示すこと ・建築確認や消防、開発行為許可、農地転用許可などの許認可や立地適正化計画などの届出が必要な場合、申請や許認可、検査などの時期を示すこと ・財産処分の承認が必要な場合、申請や承認予定などの時期を示すこと ・借入が予定されている場合、申込みや融資の時期を示すこと ※この資料はできるだけA3サイズで添付すること	1部(A3サイズ)	1部(A3サイズ)
19		位置図		・保育室以外を含む ・建築基準法による延べ面積と一致(建物以外の外部倉庫等も記載し、確認済証・検査済証の延べ面積と一致すること) ・階ごとの合計面積、建物全体の合計面積を記載すること ・保育室・遊戯室のほか、一時保育室・多目的室その他教育及び保育に使用する部屋は、有効面積も併記すること ・必ず平面図に記載の各室の室名及び面積と照合すること ・電卓で検算して確認すること ・増築の場合は、既存建物との関係を明示すること ・A4サイズで用いることを予定して作成された資料の場合は、A4サイズでの提出を可とする ・上記の留意事項を踏まえ、分かりやすい内容で整理された表であること(※2)		1部(A3サイズ)
20	配置図 ※施設整備後のもの		・建物・園舎、園庭・屋外遊戯場、駐車場の配置状況が分かるもの ・園庭・屋外遊戯場は有効面積を記載 ・駐車場は台数を記載		1部(A3サイズ)	4部(A3サイズ)
21	建物平面図 ※施設整備後のもの		・建物面積を明記したもの ・各室の用途(1歳児保育室など)及び面積を明示すること ・保育室・遊戯室のほか、一時保育室・多目的室その他教育及び保育に使用する部屋は、有効面積、定員、最大定員を記載 ・一部改築等の場合で、竣工時と各室の用途が変更になる場合は、変更後の内容を手書き等で分かるように記載すること(その場合、元々の図面の記載は見え消しとすること)		1部(A3サイズ)	4部(A3サイズ)

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
22		No.18～21の各図面のA3サイズのもの			1部	4部	
23		公図	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備予定地のもの</li> <li>法務局の登記官が証明した公図であること</li> <li>写し可</li> </ul>		1部	4部	
24		土地の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備予定地のもの</li> <li>筆ごと</li> <li>法務局の登記官が証明した謄本であること</li> <li>写し可</li> <li>登記簿謄本に代えて、登記完了証の写しも可</li> <li>借地部分についても用意</li> </ul>		1部	4部	
25		施設整備予定地 現状写真	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備予定地の現状が分かる写真(移転又は拡張等を予定している場合は、施設整備予定地のほか、前面道路や近隣など周囲の現状が分かる写真を含めること)</li> <li>少なくとも2方面以上から撮影</li> <li>可能な限り多色刷りの写真を提出すること</li> </ul>		1部	4部
26	土地・建物関係②	土地の取得又は借用在が確実に見込まれる根拠となる書類	参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者との合意書等</li> <li>原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること)</li> <li>共有名義の場合、全ての所有者の合意書等もしくは代表者に委任したことの分かる書類等により、所有権を有する者の全員が同意していることが分かる書類を提出すること。</li> <li>借用の場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨を合意の内容に含むこと</li> <li>借用の場合は、賃貸借期間や賃借料等を合意の内容に含むこと</li> <li>今回の施設整備に伴って取得又は借用する土地に対して、既に抵当権などの権利が設定されている場合は、原則としてこれを解除する旨を合意の内容に含むこと</li> <li>既存施設において土地を借用しており、施設整備後も引き続き同じ土地を借用する場合には、所有者へ用途等の契約条件について確認すること。</li> </ul>		1部 ※原本提示	4部
27		施設整備に関して他の事業者が実施する内容の根拠となる書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の施設整備に密接に関係する内容であるが、申請者以外が実施する工事や手続き等がある場合に、その根拠となる確約書等(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事を土地の所有者が行う場合の確約書</li> <li>開発行為や農地転用を土地の所有者が行う場合の確約書</li> <li>仮設園舎を別の事業者が提供する場合の確約書</li> </ul> </li> <li>原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること)</li> </ul>		1部 ※原本提示	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
28	土地・建物関係③	関係各課の調整記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意様式</li> <li>確認を行った先の課名、担当者、確認の日付、確認内容及び確認を行った者の氏名等を一覧にまとたうえ、別紙等で協議内容や指導事項等の具体的な内容を示すこと</li> <li>特に、保健所や、法令上の手続きが必要な建築確認機関、消防局(消防法令適合通知書)、土地政策課(土地利用、開発行為)、農業委員会(除外申請、農地転用)、文化財課(埋蔵文化財)、都市計画課(立地適正化計画届出)、緑政課(緑化指導等)などの調整記録を用意すること</li> </ul>		1部	4部
29		当該既存施設の認可書等の写し			1部	-
30		施設整備実績一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該既存施設の過去の施設整備の実績を記入</li> <li>記載例を参考に記入すること</li> <li>※国・県・市の補助を受けている場合は、交付決定通知書・交付確定通知書・実績報告書(様式部分及び収支決算書)の写しを添付</li> <li>※国・県・市の補助を受けている場合は、財産処分の承認手続きが必要となるため留意すること</li> </ul>	あり	1部	-
31	既存施設関係①	老朽度調査表	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の認定こども園又は保育所であって、整備区分が増改築又は改築に該当する場合のみ</li> <li>原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること)</li> <li>一級建築士の調査により、既存建物の現存率を確認できるもの(構造に応じた様式を使用すること)</li> </ul>	あり	1部 ※原本提示	-
32		耐震診断結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物の耐震診断結果を確認できるもの</li> <li>耐震診断を行っている場合のみ</li> </ul>		1部	-
33		既存施設に係る図面・写真等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の概要の分かる以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>部屋別面積表(各室ごとに室名及び面積を明らかにした表)</li> <li>配置図</li> <li>建物平面図</li> <li>建物立面図</li> </ul> </li> <li>建築基準法上の規定による建築確認済証の写し及び建築確認申請書の写し</li> <li>建築基準法の規定による検査済証の写し</li> <li>その他の関係法令による土地・建物に関する検査済証や許可証等の写し</li> <li>住居表示のわかるもの</li> <li>公図(写し可)</li> <li>土地の登記簿謄本(写し可)</li> <li>建物の登記簿謄本(写し可)</li> <li>土地の賃貸借契約書の写し</li> <li>現況の写真(外観や園庭・屋外遊戯場、建物内の主要な部分、老朽化が著しい部分)など</li> </ul> <p>※各書類の留意事項は、No.18、20、21、23～25を参考にすること</p> <p>※各図面は、A3サイズで添付すること</p>		1部	-

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
34	既存施設関係② No.33の各図面のA3サイズのもの				-	4部
35	施設整備予定地の地元自治会や隣接地住民の同意を確認できる書類	参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書等</li> <li>・原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること)</li> <li>・隣接地住民については、公図や住宅地図等で同意書等の受領状況や個別訪問等の状況を示すこと</li> <li>・説明会開催や個別訪問等の記録を作成して提出すること(説明日時、説明者氏名、相手方氏名、相手方からの意見等を記載)</li> <li>・説明会や個別訪問等で地元自治会や隣接地住民等に配布した資料があれば添付すること</li> <li>・施設整備に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと</li> </ul>		1部 ※原本提示	4部
36	既存施設の在園児の保護者の同意を確認できる書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会開催等の記録を作成して提出すること(説明日時、説明者氏名、保護者からの意見等を記載)</li> <li>・説明会等で保護者に配布した資料があれば添付すること</li> <li>・施設整備に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと</li> <li>※保護者個々人の同意書の提出まで求めるものではない</li> </ul>		1部	4部
37	代表者(経営の責任者)の履歴書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募申請時点までの経歴が分かること</li> </ul>		1部	4部
38	園長(福祉の実務に当たる幹部職員)予定者の履歴書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募申請時点までの経歴が分かること(特に、児童福祉施設や幼稚園等の経験については、施設の名称や役職、期間などが分かるように記載すること)</li> <li>・保有する資格が分かること</li> </ul>		1部	4部
39	職員関係 職歴に関する確認調書	あり	・No.37～38の各人の内容		1部	4部
40	職員の確保計画書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育教諭・調理員等の職員配置基準上で必要な職員をどのように確保する予定であるかについて、具体的な計画内容(配置予定人数や募集時期、採用方法等)が示されていること</li> <li>・また、保育士・保育教諭・調理員等の職員の定着を図るため、事業者として取り組む具体的な内容を記載すること</li> </ul>		1部	4部
41	財務・資金関係 工事費用等の見積書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事費、設計費、監理費、造成費、外構費、備品費、解体撤去工事費、仮設園舎工事費など、事業費の全てについての見積書を提出すること(見積書を徴し難いものは、積算根拠を示すこと)</li> <li>・厨房機器については、備品費として扱うこと</li> </ul>		1部	-
42	施設整備事業に係る資金計画書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設までの総事業費やそれに対する収入(財源)の明細が分かるもの</li> </ul>		1部	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
43		施設整備事業に係る財源を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備に要する経費、開設後の運営費(年間事業費の1/12以上)が確保されることが分かるもの</li> <li>自己資金の場合:残高証明書(証明日は令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降のもの)</li> <li>寄付を予定している場合:寄付申込書、寄付予定者の残高証明書(証明日は令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降のもの)</li> <li>借入を予定している場合:借入金償還計画表、融資証明書(証明日は令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降のもの)、福祉医療機構との調整記録等</li> </ul>		1部	-	
44	財務・資金関係②	【参考1】施設整備総括表 【参考2】事業費内訳等	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金を予定している場合</li> <li>1号認定用と2・3号認定用で、ファイルが異なるので留意すること</li> <li>2か年事業の場合は、「全体」(2か年事業の1年目及び2年目)を作成すること</li> <li>単価は、就学前教育・保育施設整備交付金の交付基準額表による</li> <li>記載例を参考に記入すること</li> <li>一部改築等で、定員の全てが工事にかからない場合の基準額の算定については、「安心こども基金、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金における基準額の算定方法等の取扱いについて」(令和元年7月10日付け厚生労働省・文部科学省事務連絡)を参照すること</li> </ul>		1部	-
45		【1】按分率算定表(本體工事費) 【2】按分率算定表(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費) 【3】実支出予定額算定表	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備後の施設類型が認定こども園で、補助金を予定している場合のみ提出</li> </ul>		1部	-
46		決算書一式の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の決算のもの</li> <li>少なくとも資金収支計算書、貸借対照表、財産目録を含むこと</li> <li>原則として、法人単位のもの及び当該施設のもの</li> <li>社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合であって、法人全体の直近の決算で損失を計上している場合は、過去3年分の決算書一式の写しを提出すること</li> </ul>		1部	-
47	事業者関係①	定款、寄附行為等の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>※施設整備に伴い、基本財産処分の承認手続きが必要となることがあるため留意すること</li> </ul>		1部	-
48		登記事項証明書の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>法人登記簿謄本</li> </ul>		1部	-
49		応募申請者の印鑑証明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>原本(証明日は令和6年3月1日(募集要項配布開始日)以降のもの)</li> <li>法務局の証明する印鑑証明書</li> <li>新設の社会福祉法人の場合は、設立代表者個人のを提出</li> </ul>		1部 (原本)	-

項目	様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
				正本	副本
50	事業者関係 市税完納証明書	あり		1部 (原本)	-
51	② 理事会等の議事録の写し及び該当する議事資料の写し			1部	-
52	指導監査の状況			1部	4部
53	施設整備応募事前登録書の写し			1部	-
54	その他 既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備(既存施設の増改築等) 募集要項(令和8年4月1日開園分)			1部	-
55	その他の参考となる書類			1部	4部

※1 共通する資料を用いる場合は、「No.〇と同じ」などのようにチェック欄に分かるように記載すること。

※2 部屋別面積表の参考例は次のとおりである。

建物	階	室名	床面積	有効面積	備考
園舎	1階	0歳児保育室	80.00㎡	75.00㎡	保育室・遊戯室のほか、一時保育室・多目的室その他教育及び保育に使用する部屋は有効面積も併記
		1歳児保育室	80.00㎡	75.00㎡	
		2歳児保育室	60.00㎡	50.00㎡	
		一時保育室	100.00㎡	90.00㎡	
		事務室	50.00㎡		
		厨房	75.00㎡		
		トイレ①	20.00㎡		
		トイレ②	15.00㎡		
	階ごとの合計面積を記載		小計	1,000.00㎡	
	2階	3歳児保育室	80.00㎡	75.00㎡	園舎以外の外部倉庫等も記載し、確認済証・検査済証の延べ面積と一致
		4歳児保育室	90.00㎡	85.00㎡	
		5歳児保育室	100.00㎡	95.00㎡	
		遊戯室	200.00㎡	180.00㎡	
		トイレ③	20.00㎡		
建物全体の合計面積を記載		小計	700.00㎡		
合計 A			1,700.00㎡		
屋外倉庫 B			100.00㎡		
屋外トイレ C			50.00㎡		
延べ面積 A+B+C			1,850.00㎡		

※部屋ごとに端数調整をするなど、合計の面積が確認済証・検査済証と必ず一致すること。

※既存園舎がある場合は、既存園舎部分を含めて施設の全体の面積が分かるようにすること。